

9 審議会等の附属機関の設置

中核市移行により移譲される事務を実施するため、設置することとなる主な審議会等の附属機関は以下のとおりです。

条例名	概要	根拠法令
社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議を行うもの	社会福祉法
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行うもの	
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項の調査審議を行うもの	
児童福祉審議会	児童福祉に関する事項の調査審議を行うもの	児童福祉法
感染症診査協議会	感染症患者の就業制限や入院勧告、入院期間の延長に関して必要な事項を審議するもの	感染症予防法

上記以外にも、社会福祉審議会に市独自の専門分科会を設置するなど、新たな審議会や附属機関に準ずる協議会等の設置とともに、既存の審議会の統廃合も含めた効果的な運営について検討しています。

附属機関について

附属機関とは、法律又は条例の定めるところにより設置されるもので、市長など執行機関の要請に基づき、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行う機関のことをいいます。

このほかにも、法律や条例の規定に基づかず、有識者等の意見を聴取し、市行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置する協議会・懇談会など附属機関に準ずる機関があります。

